

団体交渉と労働協約

- ・団体交渉を拒否された。
- ・労働協約を結びたいのだが、どうしたらいいか。

- ・要求書や団交申入れのモデルがあったら教えてほしい。

◆ 基本のきほん

団体交渉とは

労働組合と使用者とが対等の立場に立って賃金、労働時間などの労働条件その他待遇について交渉することです。

労働組合が団体交渉の申入れを行った場合、使用者は正当な理由がない限りその申入れを拒むことができず、また、団体交渉の場では誠実に対応しなければならない義務があります。

使用者が、正当な理由がないのに団体交渉を拒否したり、団体交渉を申し入れた等の理由で解雇等の不利益な取扱いをすることは、「不当労働行為」として禁止されています。(ノウハウ集 No.38「不当労働行為」)

団体交渉の留意点

- 1 団体交渉の事項：使用者が任意に交渉に応じる限り交渉事項の問題はありませんが、団体交渉への応諾を使用者が義務付けられるのは「使用者に処分可能な労働条件に関することや団体的労使関係の運営に関することです。
- 2 団体交渉の出席者：労働組合では、「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」で通常は、執行委員長等の労組役員が交渉にあたります。
使用者側の出席者は、社長等決定権限を持つ人が出席する必要があります。
- 3 団体交渉の場所や時間：団体交渉の場所は、労使の話し合いで決められるべき内容ですが、使用者の了解があれば、施設内で行っても問題はありません。
時間ですが、団体交渉の時間も労使の話し合いで決めることができますが、あまりに短い時間交渉を打ち切ったりすることは不誠実な団体交渉とされる場合もあります。

◆ 確かめましょう

- 使用者との話し合いがスムーズに行われていますか。
- 団体交渉で労働条件等が具体的にまとまりましたか。
- 責任ある人が出席していましたか。

労働協約とは

労働組合と使用者又はその団体との間で合意した労働条件や労使関係のルール等に関する書面による協定です。

合意した内容を書面にして、署名又は記名押印があれば「覚書」「確認書」等名称に係らず労働協約としての効力が認めれます。

労働協約締結の留意点

- 1 形式
書面に作成し、労使の代表者が署名又は記名押印します。
- 2 有効期間
有効期間を定める場合は最長3年です
- 3 適用

労働協約を締結した労働組合の組合員に適用されます。(非組合員にも適用される場合もあります)

4 効力

就業規則は労働協約に反してはなりません。

労働協約に違反する労働契約の部分は無効とし、無効となった部分は労働協約の定めによります。

(労働契約に定めがない部分も同様です)

5 解約

有効期間を定めない場合は、当事者の一方が解約しようとする日の90日以上前に文書で予告して解約できます。

◆ 確かめましょう

- 労働協約は、書面化され、署名又は記名捺印がされていますか。
- 労働協約の内容は、法律に抵触していませんか。

◆ こんな対処法があります

話し合いがスムーズにいかないとき

使用者には、誠実に団体交渉に応じる義務がありますから、使用者が団体交渉に出席しても労働組合の要求に対して、一方的に拒否するだけだったり、何の発言もなくただ黙って座っているというような、不誠実な対応がなされた場合には、団体交渉拒否のひとつである「不誠実団交」として、労働委員会に救済を申し立てることができます。

労働委員会

集团的労使関係(労働組合と使用者)を対象とし、中立・公平な立場に立って、その労使間の紛争解決を援助するための独立した行政機関で、国(中央労働委員会)と都道府県(都道府県労働委員会)に設置されています。

◆ 併せて知っておきましょう

労働協約の一般的拘束力(拡張適用)

一つの工場・事業場に常時使用される同種の労働者の4分の3以上の数の労働者が同じ労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場・事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されます。但し、その工場・事業場に複数(A,B)の労働組合が存在しているときには、たとえA組合の労働協約の適用を受ける労働者の数が4分の3を超えても、B組合の組合員に対してその労働協約は適用されません。

労働協約が終了した後の労働条件

労働協約が期間満了等により失効した場合でも、従前の労働協約の内容の労働条件を主張することも可能ですが、失効した後も暫定的な効力が存続する内容の条項を労働協約に規定しておくようしましょう。

○要求書モデル

○ ○ 株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ 殿 職場環境改善要求書 当労働組合は、職場環境改善について、次のとおり要求します。誠意をもって回答されるようお願いします。 1 執務環境 (1) 照明度を○ルックス以上とすること。 (2) 喫煙対策を推進すること。 (3) ・ ・ ・ ・ ・ 。 2 文書回答及び団体交渉の日時等 (1) 文書回答指定日は、○年○月○日とする。 (2) 団体交渉日は、○年○月○日午後○時～午後○時までとする。	年 月 日 ○ ○ 労働組合 執行委員長 ○ ○ ○ 印
---	--

○団体交渉申し入れ書

○ ○ 株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ 殿 団体交渉申し入れ書 ○月○日付要求書の内容につき、下記のとおり団体交渉を申し入れます。ご検討の上、回答をお願いします。 記 1 交渉日 (○日～○日で合意できる日) 2 交渉時間 (○○時以降で、約○時間) 3 交渉場所 4 交渉メンバー (組合側 会社側) 5 協議事項 (1) ・ ・ ・ ・ ・ 。 (2) ・ ・ ・ ・ ・ 。	年 月 日 ○ ○ 労働組合 執行委員長 ○ ○ ○ 印
---	--